

生活困窮者自立支援のあり方等に関する
論点整理のための検討会ワーキンググループ
(各事業の在り方検討班)
第1回議事録

厚生労働省社会援護局地域福祉課
生活困窮者自立支援室

生活困窮者自立支援のあり方等に関する論点整理のための検討会
ワーキンググループ 各事業の在り方検討班（第1回）
議事次第

令和3年12月20日（月）
14:30～17:00
オンライン開催

【議事】

1. 開会
2. 議事
 - (1) 就労支援のあり方について
 - (2) 家計改善支援事業のあり方について
 - (3) 生活保護との関係について
3. 閉会

【配布資料】

- 資料1：就労支援のあり方について
- 資料2：家計改善支援事業のあり方について
- 資料3：生活保護との関係について
- 資料4：構成員提出資料

2021-12-20 第1回生活困窮者自立支援のあり方等に関する論点整理のための検討会ワーキンググループ（各事業の在り方検討班）

○唐木室長 定刻となりましたので、ただいまから第1回「生活困窮者自立支援のあり方等に関する論点整理のための検討会ワーキンググループ（各事業の在り方検討班）」を開催いたします。

構成員の皆様方におかれましては、御多忙の折、御出席いただきまして誠にありがとうございます。

各事業の在り方検討班としては初回の開催になりますけれども、構成員の御紹介につきましては11月22日の第1回ワーキンググループで行いましたので割愛させていただきます。

本日の構成員の皆様の出欠状況ですが、全員御出席の予定となっております。また、今回の検討会は傍聴希望者向けにユーチューブでライブ配信をしております。本検討会では、これ以後の録音、録画を禁止させていただきますので、傍聴されている方はくれぐれも御注意ください。

それでは、議事に移りたいと思います。本検討会の座長につきましては、ワーキンググループの座長である新保構成員に引き続きお願いしたいと存じます。

以降の進行につきましては、新保座長をお願いしたいと思います。

○新保座長 皆様、こんにちは。本ワーキングも座長を仰せつかりました新保です。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、早速議事に入りたいと思います。本日の議事は、「就労支援のあり方について」「家計改善支援事業のあり方について」「生活保護との関係について」です。

進め方といたしましては、まず事務局から資料に沿って御説明いただき、その後、5名の構成員よりそれぞれの取組等について発表していただきます。最後に質疑及び意見交換の時間を設けたいと思いますので、皆様よろしくお願いいたします。

それでは、事務局より説明をお願いいたします。

○本多専門官 生活困窮者自立支援室の本多と申します。それでは、資料に基づきまして画面共有で説明をさせていただきます。

まず、今回の議題といたしまして就労支援、家計改善支援、そして生活保護との関係という3点を御説明させていただきます。

まず、資料1は「就労支援のあり方について」の資料になっております。

2ページ目ですけれども、これまでの論点整理検討会及びワーキンググループで出された主な御意見等をつけております。就労準備支援事業、家計改善支援事業については実績等も踏まえ必須化すべきではないか、常用就職だけではなく、多様なゴールが考えられるけれども、どのような設定が考えられるか、経済的に困窮されている方に対して交通費なし、無給では受講するのが難しい、といった御意見ですとか、あとは定着支援やキャリア形成も意識したプログラムづくりというのが必要ではないかといったような御意見が出さ

れております。

まず「自立相談支援事業における就労支援の現状と課題」の資料になっております。

5 ページ目ですけれども、困窮の窓口に来られる方について就労に向けた困難度は本当に人それぞれであり、困難度に応じた各種支援により就労支援を行っているところでございます。

自立相談支援の就労支援の実施状況ですけれども、運営方法としては約7割の自治体が委託により実施をしております、そのうち約77%を社会福祉協議会が実施しております。

実績ですけれども、令和元年度から令和2年度にかけて、コロナの影響もありまして約1.7倍件数が伸びている状況になっております。利用者の特性としては、経済的困窮、就職活動困難といったようなところが多くなっております。

自立における就労支援の取組の中身といたしましては、就労意欲喚起や自己理解の促進ですとかコミュニケーション面の配慮、ハローワーク等への同行支援といったようなところが多くなっております。

また、自立相談支援機関における無料職業紹介事業ですとか、生活保護受給者等就労自立促進事業の実施状況ですけれども、無料職業紹介については約4分の1の自治体、生活保護受給者等就労自立促進事業については約4分の3の自治体において実施をされております。

続いて定着支援の状況ですけれども、一般就労後定着支援を行っているという自治体は約7割となっております。実施期間としては1か月から3か月程度が約半数で、方法としては本人への電話、メールといったようなところが多くなっております。

「自立相談における就労支援の課題」としては、求人情報や協力事業者等の開拓ができていない、協力してくれる企業や事業者が少ない・少ないといったところが多くなっております。

続いて、「就労準備支援事業の現状と課題」の資料になっております。

まず実施自治体の推移ですけれども、令和4年度見込みで約86%の自治体において実施予定となっております。こちらについても委託が中心となっております、社会福祉協議会、NPO法人が多くなっております。

事業の実施の効果ですけれども、利用者の約7割が就労や別の事業の利用につながっております。自立意欲の向上、改善ですとか、社会参加機会への増加といった効果が見られております。

また、件数ですけれども、こちらは令和元年度、2年度と比較をするとほぼ横ばいということで推移をしております、就職活動困難な方、経済的困窮の方からの利用というものが多くなっております。

また、支援の中身としてはコミュニケーション面の支援、自己理解の促進と就労に向けた支援ですとか、みだしなみや規則正しい生活等の支援といったところが多くなっております。

就労準備支援事業の利用期間ですとかつなぎ先ですけれども、利用期間については短期から長期まで様々な期間の利用ということがされており、プラン終結後については、生活保護担当部署ですとか障害者就労支援事業所といったところにつながっているケースが多くなっており、

「就労準備支援事業を実施する上での課題」でございますけれども、協力事業所の開拓・連携が不十分、支援メニューの種類が十分ではないですとか、あとは把握・アウトリーチが十分にできていないといったようなところが多くなっており、

22ページですけれども、就労準備支援事業の利用が適切と考えられたけれども、利用につながらなかったケースがあるかどうかというアンケートになります、約58%の自治体がそういったケースがあると回答しておりまして、右側の利用につながらなかった理由としてはいずれも本人が希望していないというところが多くなっており、特に、必要性を理解しないですとか、新しい環境に拒否感がある、参加のための経済的な負担ができないといったところで希望しないというところが多くなっており、

実施に向けた課題として、未実施の自治体に聞いているところですが、予算の確保が難しいですとか、委託先がない・少ないといったようなところが理由として多くなっており、

一方で、広域実施を今後の実施に向けて想定しているかというところですが、約半数のところは何らかの必要性は感じているという結果になっており、

24ページは、就労準備支援事業における移動手段を確保している自治体の取組事例ということで3つほど挙げさせていただいております。

25ページ以降は、「認定就労訓練事業の現状と課題」の資料になっております。

まず27ページですけれども、認定件数としては約2,000件認定しておりまして、利用定員としては約5,400名ということになっております。

28ページですけれども、一方で令和2年度の認定訓練利用件数としては547件となっております、利用形態としては「非雇用型」のみの受入れということが多くなっており、業種としては清掃・警備ですとか、建設作業といったようなところが多くなっており、

事業の効果としては、自立意欲の向上・改善、社会参加機会の増加につながっております。

30ページですけれども、認定訓練事業に認定された場合の経済的なインセンティブとして現状のものを挙げさせていただいております。税制優遇の措置と、あとは立ち上げのための経費の助成、または自治体が基準を設けることによって優先発注が可能になるといったようなことに取り組んでおります。

右下のところ、直近基準を作成されている千葉県の実例というものを挙げております。

31ページですけれども、認定訓練拡大に向けた取組として7割の自治体が認定をした場合に管内の自立等に周知を行っておりまして、開拓に当たっては約半数のところ管内の自立相談支援機関等と協力をしながら開拓を行っております。

認定の課題ですけれども、利用実績がなかなか伸びない理由としては、地域に認定事業所がない、あるいは少ないといったような声が上がってきております。事業拡大に向けては、受入事業所に対する金銭的インセンティブですとか、開拓を行う専門人材の育成・確保といったようなところが必要と言われております。

34ページ以降は、「新型コロナウイルス感染症による就労支援への影響等」というところになっております。ちょっと飛ばさせていただきますけれども、コロナの影響による就労体験や就職の影響としては、地域企業の業績悪化によって就労体験、就職の受入先が減少しているといったようなところですか、本人の就労体験や就職への意欲の低下といったようなところが聞こえています。

また、就労準備支援事業の実施状況として、開催頻度を減らしたとか、一定期間開催中止や実施を見送ったといったような影響が出ておまして、支援の方法としてはなかなかオンラインでの実施ということは難しいようでして、感染予防に配慮しながら対面により実施をしているケースが多くなっております。

以上、就労について見てきた上で、考えられる検討の視点ということで3点挙げております。

まずは就労準備支援事業の在り方としましては、「現状・課題」のところでも前回改正時の附帯決議において、就労家計については今後3年間で全ての自治体で実施されることを目指すとされております。それで、令和4年度には9割近くなる見込みですけれども、任意事業ということもあって、予算の確保ですとかニーズの確保ということで、特に小規模の自治体で苦慮されているという状況になっております。

一方で、効果として約7割の自治体は何らかのステップにつながっているという状況になっており、着実に効果は表れております。こういった中で、今後さらに就労準備支援事業を促進していくためにどのようなことが考えられるかといったことを書いております。

次にハローワーク等と連携した就労支援の在り方というところですけれども、コロナの影響もありましてハローワーク等の連携による就労支援が約9割の自治体で重要というふうに考えております。ハローワークとの連携は求職者支援制度等を中心に伸びてきているのですけれども、今後ハローワーク以外の労働政策とも連携していく必要があると考えております。

「検討の視点」としては、ハローワークですとか、その他の分野との連携としてどのようなものが考えられるかということも挙げております。

最後に、就労に向けた準備の機会の確保というところですけれども、認定訓練事業所の事業所数、定員というのは着実に増加をしているのですが、なかなか地域に認定事業所がないとか、ニーズが合わないといったところから低調になっておまして、受入事業所に対する金銭的インセンティブとか、開拓を行う専門人材の育成・確保といったところが必要という声が上がってきております。

また、2つ目の○ですけれども、就労支援においては様々なゴールが考えられますが、

現行の就労・増収率がKPIとなっているということを書いております。

「検討の視点」として、さらなる認定事業所の拡大事業の利用促進についてどのような方策が考えられるかですとか、あとは多様なゴールの設定についてどのように考えるかといったことを挙げております。

次に、資料2で家計改善支援事業について御説明させていただきます。こちらでもこれまでの御意見をつけておりまして、家計について、特に特例貸付について今後償還が始まっていくという中で家計改善との連携も重要ではないかといった御意見ですとか、貸付とセットで行う生活再生の効果は高いことから、困窮窓口での貸付を制度化すべきではないかといったような御意見が挙げられております。

4ページの実績ですけれども、こちらでも約9割の自治体が委託により実施をしております。約7割が社会福祉協議会での実施ということになっております。令和4年度見込みで約85%の自治体で実施予定ということになっております。

利用件数ですけれども、こちらでもコロナの影響もあり、令和元年度から約1.36倍の増加ということになっております。利用者の特性としては経済的困窮、家計管理上の課題を抱えている方が多くなっております。

10ページ、利用期間ですけれども、プラン作成時ですと約75%が5か月以上の支援期間を設定していたのですが、実際の利用期間で見ますと5か月以上の割合というのは約半分ということになっております。

具体的な支援内容といたしましては、家計の状況把握、家計票の作成など、1か月の家計の現状を把握、レシート内容などで大まかな支出内容を把握するといったようなことですとか、滞納解消のために徴収免除や猶予等の可能性を検討といったような内容が多くなっております。

14ページは、家計改善支援事業を実施している自治体と、実施していない自治体で、家計支援の取組の内容の差を見ているものですが、実施している自治体のほうがしていないところに比べてレシート内容の確認など、大まかな支出内容の把握ですとか、家計票の作成による支援といったような取組がなされているという状況になっております。

16ページの支援の効果としては、家計の改善ですとか債務の整理につながっている状況になっております。

17ページでは、実際に家計改善支援事業を通して税・保険料の滞納が改善されたような事例を載せております。

18ページですけれども、この事業を実施していない自治体に対するアンケートということですが、実施していない理由としては、自立相談支援事業の中で対応できているからといったようなことですとか、予算の確保が難しいといった声が上がってきております。

一方で、そのような自治体において利用ニーズの把握をしているかということですが、約半数のところは特段利用ニーズの把握というのは行っていないという回答になっております。

20ページは広域実施の有無ということをつけておりますけれども、こちらは実施していないところのうち約2割のところでは広域実施について何らかの必要性を感じているという回答になっております。

21ページ、22ページは広域実施の具体的な取組について掲載をしております。

24ページですけれども、「家計改善支援事業のあり方に関する検討の視点」でございます。まず家計についても平成30年の見直しにおいて努力義務化をされており、全国での実施に向けた取組がなされているところです。今後、コロナの特例貸付の返済が始まっていく中で、相談者が増えてくることが予想されます。

「検討の視点」としては、特例貸付の返済が開始されて家計支援のニーズが高まっていく中で、実施率とか利用実績の向上に向けてどのような取組を進めていくか。家計改善支援事業において伴走支援が必要とされる方の支援に必要な方策をどのように考えるかといったことを挙げております。

最後に資料3でございますけれども、「生活保護との関係について」ということになっております。

1ページは、これまでの論点整理検討会等において特にコロナ禍で自営業の方を含めて本来アクセスすべき人がアクセスできていないという状況があったのではないかという御意見ですとか、あとは生活保護と困窮制度の間で切れ目のない一体的な支援を実施することが重要といった御意見が上がってきております。

2ページ、3ページは困窮制度と生活保護の制度の比較を試みているものになっております。目的、対象者、事務の性質といったようなところで、それぞれ違いがある旨を記載しております。

3ページですけれども、生活困窮者を対象とする生活全般の支援と要保護者を対象とする生活全般の支援を比較すると現状子どもの学習・生活支援事業については困窮法に基づいてどちらも対象にしているところですが、今回のテーマであります就労準備支援ですとか家計改善支援といったようなところについてはこちらのとおりにそれぞれ別の事業として実施しているところでございます。

4ページですけれども、保護と困窮制度の一体的実施というところについては、前回、平成30年の改正の際にも議論になったところでございまして、まず困窮法と保護法の両方の中に双方の連携に関する規定というものを設けております。また、連携通知ですとか、就労家計の事業に関する指針の中で一体的実施について記載をするといったようなことを行っております。

5ページ以降ですけれども、現状の現場における連携の状況といったところをつけております。まず入り口の窓口のところについては約6割が別々に設置してございまして、約3割が窓口については共通ということになっております。

6ページですけれども、保護の廃止後に生活困窮者自立支援制度に移行しているケースがどれくらいあるかというところで、約3分の1の自治体が保護から困窮制度に移行した

ケースがあると回答されております。移行に当たっては、移行後の本人との関係性の構築は難しいといったような声が上がっております。

7ページですけれども、「生活保護受給者に対する困窮制度による支援の必要性」については約7割の自治体が必要性を感じると回答しており、特に家計面の支援ですとか社会生活自立、日常生活自立に向けての支援といったところで困窮制度による支援が必要ではないかということを感じているという回答になっております。

8ページですけれども、さらなる連携強化に向けて必要な取組といったところでは、両制度の理解の深化ですとか、個別ケースの共有、顔の見える関係性の構築といったところに比べまして、家計改善支援事業、就労準備支援事業については一体的実施について約4割が必要ではないかというふうに回答されております。

一方で、右側になりますけれども、困窮制度による支援と生活保護の制度による支援については、こういった共通点ですとか相違点といったところもありますので、検討に当たってはこのような点も留意する必要があると考えております。

9ページ、就労支援関係事業の実施状況について、自立における就労支援と被保護者就労支援事業との一体的実施については、約半数の自治体が一体的に実施しており、就労準備支援事業については約9割の自治体が一体的に実施をしている状況になっております。

13ページ、家計の一体的実施の状況ですけれども、こちらも保護、困窮、両方の家計改善支援事業を実施している自治体においては9割以上、一体的な実施というのがなされております。

最後に「検討の視点」ですけれども、「現状・課題」のところでは平成30年の改正も踏まえて困窮と保護の連携というのは推進をされてきているのですが、令和2年度の実績で見ると、保護廃止時に困窮制度に移行したケースがあると回答した自治体は約3分の1にとどまっているということになっております。

また、困窮制度と保護制度については法律上、対象が明確に分けられており、別々の事業として自立支援を実施しているところですが、約7割の自治体において生活保護受給者に対しても困窮制度による支援の必要性があるというふうに回答されておまして、就労家計についてはいずれもやっている自治体では一体的実施の割合というのが9割を超えております。

「検討の視点」としては、困窮制度と生活保護制度の連携を一層強化するためにはどのような取組が考えられるかですとか、あとは就労家計を中心として一体的な支援の在り方についてどのように考えるか。また、その際の留意点といったところを挙げております。

事務局からの説明は以上となっております。

○新保座長 ありがとうございます。

それでは、これより構成員の発表に移りたいと思います。本検討班においては、自治体や実践者の方々にそれぞれテーマに関連する取組や提案について発表していただくこととしております。本日は、就労支援事業、家計改善事業の在り方に関して鈴木由美構成員、

中森構成員、そして就労に向けた準備を必要とする方への支援の在り方に関して高木構成員、ハローワークとの連携の在り方や生活保護との関係を含む制度全般に関して林構成員、守屋構成員より御発表いただきます。

発表の順番は、鈴木由美構成員、中森構成員、高木構成員、林構成員、守屋構成員の順にお願いいたします。

なお、高木構成員の発表が終わりましたところで5分ほどリフレッシュタイムを入れたいと思います。

その他の自治体や実践者の方々については、第2回検討班での発表をお願いしております。

発表時間につきましては、御自身の発表と本日の事務局の説明に対する御意見を合わせて15分以内にお話しいただきたいと思います。14分で1回、15分で2回、ベルを鳴らしますので、2回目のベルが聞こえましたらお話をまとめていただきますようお願いいたします。

事務局の画面にタイマーが表示されますので、そちらも御参考にしていただき、進行に御協力をいただければ幸いです。

それでは、鈴木由美構成員よろしくようお願いいたします。

○鈴木（由）構成員 よろしく申し上げます。それでは、画面の共有をさせていただきます。

では、私のほうから千葉の実践を踏まえてお話を始めていきたいと思います。改めまして、ユニバーサル就労ネットワークちばの鈴木と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

私は社会福祉法人生活クラブ風の村というところで、同じく中間的就労の仕組みであるユニバーサル就労の仕組みづくり、あるいは支援、それから中間的就労の評価指標の策定といったところに取り組んでいまして、今は兼務で仕事をさせていただいております。

今日お伝えしたいことは3点ありまして、1つ目は私たちの事業の御紹介、それから今回のワーキンググループで御提案したい2点、1つ目は「就労支援の事業一元化・体制強化の提案」、それから「多様なはたらき方を創造する支援についての提案」と、この3つをお話しさせていただければと思います。

まず、私たちの法人・事業の御紹介ですが、私たちのNPO法人は元は社会福祉法人生活クラブというところを母体にしておりまして、今から15年ほど前にユニバーサル就労という中間的就労をこの法人の中で実施をしておりました。それを今から7年前、もう少しこの仕組みを広く世に広めていこう、社会化していこうということでNPO法人として独立したというのが私たちの法人の設立経緯になります。ですので、まだ設立して6、7年ぐらいの新しいNPO法人になっています。

私たちはユニバーサル就労、中間的就労の支援のほかに、自立相談、就労準備、それからひきこもり地域支援センター、子ども・若者総合相談センターと、千葉市を拠点に総合

的な相談のネットワークというものを広げておりまして、受託を行政からしているという状況です。

それ以外にも、ユニバーサル就労を全国で導入したいという自治体さん、会社さん、あるいは支援機関のほうにお邪魔をして、導入支援のコンサルとか相談員の研修などにも積極的に取り組んでいる法人となります。

では、ユニバーサル就労というのはどういうものかというところですが、ユニバーサル就労という言葉自体は理念を指す言葉になっております。「はたらきたいのに、はたらきにくいすべての人」が働けるような仕組みを作る」というのと、そういった仕組みをつくることによって誰にとっても働きやすい職場環境をつくれるというところを理念として日々活動を行っています。

そして、大きな特徴としては4点あります。対象者を限定しないこと、スライド式の就労ステージを持っていること、業務分解をしていること、それからチーム支援をしているという、この4点が特徴として挙げられます。

スライド式のユニバーサル就労システムという具体的な就労のステージについては今、御覧いただいている画面のような形になっているのですが、大きく分けて4つ、無償コミューター、有償コミューター、UW雇用Ⅱ、UW雇用Ⅰというふうに分かれておりまして、コミューターというのはちょっと聞き慣れないかなと思うのですが、これはボランティアという言葉に替えていただくと分かりやすいと思いますが、ボランティアではなく働きに来ているという意味がありますので、ボランティアじゃなくて別の言葉が欲しいねということで、コミューターという言葉をつくりました。

そして、昨年、少しこの報酬のステップを増やしまして、今まで有償コミューターの中に500円しか報酬のステップがなかったのですが、300円、500円、700円、そして千葉県最低賃金の953円にいくということで、かなり緩やかなステップで就労に向かってトレーニングをしていくという段階をつくりました。このシステムを社会福祉法人生活クラブの施設の中に導入をして、働きづらさを抱える人と一緒に働くという仕組みを今までつくっています。

そして、もう一つの特徴としては業務分解という考え方です。働きづらい人に新しい仕事を用意するのではなく、既存の仕事の中から切り出して、その人の仕事をつくっていく。そして、既存の従業員の方は負担が減る、あるいは残業を減らしていくというふうに、双方にとってメリットのある働き方をしていこうということで、この業務分解という考え方を広めています。全国にもお邪魔させていただいて、こういう表を使って業務分解のワークショップをさせていただいたような活動もしております。

そして、最後にチームによる定着支援ということで、職場と本人と1対1の関係にならないように、御本人が職場に定着するまでは支援機関が関わって定着支援をしていくというところの特徴を持っています。

現在、生活クラブ風の村の中だけでは80名前後の方がこの仕組みを使って働いていると

いう状況ですが、千葉県全体を見てみると、このユニバーサル就労の仕組みを使って働いている方は恐らく120、130名ぐらいになるのではないかと思います。既に私たちの支援ではなく会社さん独自にやっているところもありますので、ちょっと全体の人数というのは把握し切れていないところがあります。

そして、右側のこういった業務で働いているというところは資料を見ていただければと思います。

ちょっと事例は飛ばしたいのですが、ポイントとしては、この4段階の働き方全てをやらなければいけないということではなくて、その人の状況に応じてどのステップから始めていくか、あるいはその人のキャリアの考え方によって途中で卒業していくということも十分考えられるというかなり柔軟な働き方になっていますし、変な話、一般就労で働いている従業員が何らかの事情でユニバーサル就労で働くということもやっております。

後のページはぜひ資料を見ていただければと思いますので、少し飛ばします。

そして、私たちは千葉市で就労準備支援事業も実施しております。今回、就労支援ということでちょっと自立の話は飛ばさせていただいて、今、千葉市全域で常勤5名、非常勤1名で就労準備を展開していますが、少しスライドを飛ばさせていただいて、「支援の特徴」としてはやはり先ほど御紹介したユニバーサル就労の実践をしてきましたので、職場実践型というトレーニングと、これだけではやはりどうにもならないということで、事業を開始してから座学通所型のプログラムというのをかなりたくさん開発してきて、それを織り交ぜながらその人に合った支援というものを展開しています。

そして、ちょっとスライドは戻っていただきます。大事にしているところでは、これはキャリアコンサルティングの流れに沿って説明をしている図ですが、やはり就労準備支援事業は自己理解、職業理解、そして啓発的経験があって将来を選択するという、この基本は就労準備支援事業には欠かせないところかと思っておりますので、私たちはこの基本をしっかり提供するというところをすごく大切にしていますし、目に見える就労をゴールにした支援というところも大事なかもしれないのですけれども、御本人が自分の人生を決めるというところにどう寄り添うのかという意味では、あまり就労にこだわっていないというところもポイントかなと思います。ですから、やはり目に見えた課題解決も大事ですが、本人の内面的な変化をどう支えていくのか、それをどう評価していくのかというところを重要視している支援です。これは職員研修の資料の抜粋になりますが、こんなことを大事にして支援をしています。

支援フローとか、あとはこういった職業適性検査なども自己理解を促す上で実施しています。ですので、職員全員がグループワーク、あるいはこういった適性検査を扱えるような研修にはかなり力を入れて取り組んでいます。

企業開拓についても、千葉市さんと一緒に説明会を開催していますが、資料は御参照いただければと思います。

定着支援もやっていたのですが、コロナの影響で今は積極的に開催ができなくて、また

徐々に再開していきたいと思いますが、就労して、すぐまた孤立の状態になってしまうというのを防ぐためにも、やはり横のつながりをつくっていくということは大事なことかと思っています。

そして、これは独自で実施している事業になりますが、「チャンス創造ファンド」というファンドを民間で持っています。皆さんの自治体の中にも同じ課題があるかと思いますが、交通費が出せない、あるいは就職活動の経費をいまいち出すことができないという方々に対して、割と緩やかに本人が必要だと言えば比較的何でも出すよということで給付を出しています。件数が多いものとしては、障害者手帳取得のための診断書を取る費用がないという方が結構いまして、そういったものにも活用いただけるファンドになっています。交通費レベルなので、年間平均すると1人4万円ぐらいで済む。そして、年間20万から30万ぐらいの原資があれば十分回していけるものかなというようなこじんまりとしたファンドになっています。

そして、今回、皆さんに御提案したい内容として、就労支援の事業の一元化と体制強化の提案というお話をさせていただければと思います。真ん中辺に課題を書かせていただきました。いろいろなところで研修をさせていただいたり、支援員の皆さんとお話をさせていただく中で、就労支援の機能が分散していること、やっている、やっていないとか、あるいは兼務業務が多くて、しっかり事業展開ができているところと、ほとんど機能していないところの差が年々開いてきているように思います。

それから、就労支援員さんの基本的な考え方とか、スキルが不足していたり、あるいは人手不足とか、研修する時間がないので無理やりやっているというような状況もお話に聞いたりします。先進事例を紹介して、あとは自治体に任せるということではなくて、基本的な事業展開がある程度全国的に実施できるような研修制度、あるいは体制強化というものをしたほうがいいのではないかと感じています。

提案としては、機能はそのままに、就労支援事業を全て一本化して必須事業というふうにはできないか。これをする事で、地域の実施格差とか支援格差というものを減らすことができるのではないかとということと、これを一本化して実施したら本当に就労の総合相談窓口的な機能を果たせるのではないかと考えています。

それから、就労支援の兼務業務というのをやめたほうがいいのではないかと思います。やはり自立相談さんは生活支援でかなりいっぱいいっぱいの中で、企業開拓もやらなければいけない、地域づくりをやらなければいけないでは全部の事業が中途半端に終わりかねないという意味では、就労支援員の専従化というのをぜひやっていただければと思いますし、小さな自治体になると就労支援員が1名でやるというところも多いですので、広域展開の実践促進というものをもうちょっと国のほうからバックアップしていただければいいのではないかと思います。これは広域展開を現場とか自治体レベルで一生懸命やっても、なかなか壁が高くて難しいという話も聞きます。

4番目としては、支援員の職歴頼みではない就労（準備）支援研修の開発と体系化とい

うのをぜひお願いしたいと思います。就労準備からキャリア支援の考え方、下手すると障害者就労の考え方も導入していきながらスキルをつくっていかないと、本当にただのマッチング、ただ本人が希望するものに流されながらやっている就労支援になってしまうので、ここをいかに基礎的な土台を整えていくかというところはぜひ強化したほうがいいのではないかと思います。

それから、5番目としてはエリアSVと書かせていただきましたが、こういった就労支援の人たちを支援するコンサルタントというのを事業の仕組みの中に置いていただけないかと思います。定期的に伺ってSVをしたりとか、事業展開について相談できるようなものを事業の仕組みの中に入れてもらえると大変ありがたいです。

私は全国のコンサル事業に参加していますが、この自治体さんは1回だけでいいのか、大丈夫かなと思うような自治体さんが結構いらっしゃいます。個別に連絡を取ったりはしていますけれども、これをもう少し事業化してもらえるといいのではないかと思います。

最後に求職者訓練の特例措置ですが、正直、求職者関連はとても使いづらくて、これが本当に第2のセーフティネットかというぐらいの使いづらい制度だったのですが、コロナ特例でとても柔軟な制度になってきているなどというのを感じていますので、ひょっとしたらそういう議論になっているのかもしれないですが、コロナが終わっても今のような使いやすい制度にさせていただけるといいのかなと思います。

それから、これは研修イメージですけれども、必要な研修をただやるのではなくて、どういうスキルが就労支援に求められるのかというスキルセットを設定して、それに基づいた研修計画をきちんと策定していく。特に手法ではなくて、考え方とか、視点とか、当事者を見つめる目線とか、本当にその基礎の基礎をしっかりと一回、これを機会に整えていくということをやったほうがいいのではないかと。地域独自の展開、創意工夫というのは本当に応用編なので、それができる土台というのをつくっていただけると、もう少し各自治体がいろいろ考えて取り組めるのではないかと思います。

最後に「多様なはたらき方を創造する支援についての提案」ということで、私たちは中間的就労から始めた法人ですので、ここは言いたいなというところですが、やはり一般の労働市場から排除されている人をもう一回労働市場に戻そうとするだけの支援というのはもう限界がきているのかなと思いますし、当事者の方が一番それは感じていらっしゃる。

ですが、支援としてはそこに押し戻そうとする支援しかないという意味では、現場はとても苦しい思いをしているところもあると思います。もはやその働きづらさというのは、手帳のあり、なしだけでは計れなくなっていて、このグレイゾーンとかグラデーションゾーンというのがどんどん広がっていると思いますが、一方で、その制度とか雇用の在り方というのは全く変わらない。社会保障制度も変わっていかないので、正社員の人だけが優遇されるような制度が残っていたりということも、まだまだあると思います。

ですが、そういったものが変わっていくのを待っていても全然変わっていかないので、せっかくこの困窮制度に中間的就労という文言が載っているのであれば、自主事業ではな

くてもうそろそろちゃんと事業化して支援員を配置する。それから、当事者支援、企業への導入支援ができる人材を育成していく。それから、皆さんの意見にあったようにインセンティブをつくっていくといったようなことをちゃんと事業化して行って、新しい働き方というのをつくっていけるといいかなと思っています。

そういうことで、お時間になりましたので、以上で私の説明は終わりにしたいと思えます。大変駆け足でしたが、私は話したいことを話せたのですっきりしました。どうもありがとうございました。

○新保座長 鈴木由美構成員、どうもありがとうございました。

それでは、続きまして中森構成員よろしくお願ひいたします。

○中森構成員 よろしくお願ひします。画面共有します。

では、私のほうからは「家計改善支援事業」の取組と課題についてお話ししたいと思えます。

まず、私に対応しているところですが、東京都の府中市役所というところで家計改善支援事業を受託して対応しております。府中市の人口は、26万人です。本来、ここに府中市の対応件数等を入れるべきだと思うのですが、今回あえて入れていません。なぜならば、どういった対応をしているのか、体制によっては件数だけが独り歩きしてしまうと誤解を与えかねないからです。例えば生活保護も生活困窮も一緒に窓口で受けるところと、あとは本当に家計改善だけ外に出ていて役所の中になくというところでは、数だけの比較をしてしまうと非常に差異が出ているということがありますので、今回あえて数字は入れておりません。

資料の中で御説明をしていきたいと思えます。

まずは、府中市役所での生活困窮者の自立相談支援事業の体制です。体制としては、自立相談支援事業は直営で市役所の職員がやっております。それ以外の任意事業は全て実施してありまして、家計改善支援事業に関していうと左側ですね。市からの依頼内容としては1人、フルタイムで月曜日から金曜日まで、朝から晩までという方をお願いされてはいるのですが、例えばこんなふうに私が研修等で外に出るといときには相談員がいなくなってしまう。

そういうときにスポットで相談に来るといことは、かなり家計に関しては難しいところがあります。なぜなら、市役所の体制であったり、自立相談支援員との連携もあったりはしますので、私たちの場合は1人の依頼ところを大体1.8人という形で相談を受けております。

私が主任として週4日出てありまして、あとはこれからを担う者として育成も含めて2人の者が週2日来てもらって、スーパーバイザーを不定期で入れているという形で、1.8人で対応しております。

それで、これはほかの研修でお話すると驚かれるのですが、基本的には全てファイナンシャルプランナー資格を持っている者ということで対応はしています。ただし、決してフ

ファイナンシャルプランナーに知識があるからということをやっているわけではなくて、後のほうで研修の話をする際に付け加えますけれども、FPでなければ家計はできないとは思っておりませんので、この後の説明の中で御説明をしていきたいと思っております。

ここでお伝えしたいことは、府中市の場合は同じ場所で席を並べて任意事業の者も直営の者も一緒に作業していることです。私が振り返ればそこには自立相談支援員さんがおりまして、基本的には嘱託の方5名が相談をメインでやっております、職員さん4名のうち1名が相談のほうに従事しております。

ただ、現在、育休でお休みしている方もいらっしゃるの、大体5名の自立相談支援員さんに対して家計改善支援員が1名という形でやっております。

家計に関しては、この赤字で書いている夜間や土日祝日も業務を行っております。これはとても重要に感じております。生活にお困りの方というのは時間給で働いている方であったり、自営であったり、有給休暇がない方もいっぱいいらっしゃるの、平日の8時半から5時までしか役所を開けていないと相談に来られないという方が非常に多いです。相談に来ることで給料が減ってしまうということであれば本末転倒ですので、そういった意味でも夜間、土日休日も対応するようにしております。

3ページ目は、家計改善支援事業で依頼されている業務内容です。相談はもちろんのこと、広報活動のほうも依頼されております。やはりお金に関する心配を持っている方は多いけれど相談のハードルは高いと思っておりますので、家計のセミナーをすることでこの制度のことを周知したり、あとは子ども食堂等で座談会を開いたり、ミニ相談会を開くことでこの制度の周知をして相談のハードルを下げる工夫をしております。

そしてもう一つ、援助という意味では生活保護の方の家計相談を行ってはいないのですが、その支援をしているケースワーカーさんの支援をするということで、まずはハンドブックの作成、家計はどんなことができるかということのお話をしており、あとはケースワーカーさんが家計のことで相談者さんに対応できるようにということで後方支援も行っていて、3つの事業を行っております。

具体的に、「家計改善支援事業の取り組み」をあえて今回つけました。なぜならば、全国で研修の御利用はいただくのですけれども、7年目に入ったこの事業ですが、まだ「家計相談とはつまり何をするの」という質問が毎回出ます。11月もあるところで研修を行ったんですけれども、家計改善支援事業は何をするか分かっていないという方がまだまだいらっしゃるということで、あえて今回は家計改善支援事業の5つの柱のを中心にお話をしていこうと思っております。

この柱は、今1から5まであります。制度開始当初は1から4までしかありませんでした。何が増えたかということ、この1と5の家計に関する相談のところ、家計管理のところ、2つに分かれています。1番の家計を把握することと、5番の「自ら管理できるようにする支援」、これが具体的にどうしたらいいのか分からないという相談がとても多いので、残り10分を切っておりますけれども、説明していきたいと思っております。

その前に、家計改善支援事業では多くのところが専門員を置いていないという話をよく聞きます。実は、私は府中市で働くほかに、社協さんなどから御依頼をいただいて、週に1回や月に1回、スーパーバイズで御相談の対応をしているところがあります。そちらのほうでは家計改善の専門員がいなくて、自立相談員が家計改善支援もしているという状況になっておりますので、非常に現場で苦労されています。

そして、ここに書いたところですが、家計ということは一般の方もなかなか相談しづらいところだと思います。それを、支援員だからといって、すぐに、ああしなさい、こうしなさいというお話をしたらもちろん関係が続きません。ですから、継続相談につながらないという御相談も非常に多いので、まずやることは信頼関係を構築すること、それは何かと言えば、これから何が行われていくのか、それによってどんなメリットがあるかということを中心に説明することだと思っています。それを言わないままに、こうしたほうがいい、ああしたほうがいいんじゃないかと説明すると指導されているように感じてしまいます。そのため、よく家計の研修では私たちは指導者ではない、サポーターであるということをしっかり伝えなければいけないと思っています。

この右横に書きましたが、どうしても相談支援員は「説得」することに頑張ってしまうと思います。でも、「説得」では人は動かないということの家計改善では特に感じる場所です。

では、動くためにはどうするかというと「納得」できることを伝えていかなければいけないと思っておりますので、次で1から5までどんなふうにやっているのか御説明したいと思います。

まずは「家計の現状を理解してもらおう支援」です。これに関しては、国のほうでも次の表にあるような左側の詳細な家計表の御準備をしてくださっています。

ただ、こういった詳細に書くことが難しい方もいらっしゃるのです。私たちのほうでは右のほうにあるようなカスタマイズができる家計表をつくっております。これはたまたまエクセルの表をつけておりますけれども、人によってはエクセルではなくてワードのような図にするものでなければ理解できない方もいらっしゃいますので、視覚化に関してもいろいろと工夫をしながらオリジナルのものをつくっております。

こういったものを今、私たちの支援員だけで使っているのですけれども、使い勝手がいいのであれば全国の方と共有するような機会もあったほうがいいのではないかなと思っておりますので、後半のほうで課題をお話しするときにまとめてお話ししたいと思います。

家計の把握をした後には、2番で「行政窓口へ同行し、給付制度の利用や税金、公共料金等の滞納を解消する支援」があります。これに関しては、基本的には窓口へ同行しています。なぜならば、まず相談者さんは一緒に行ってもらえたということで安心できるからです。信頼関係が得られます。

そして、ただ「今、払えないんです」ということではなくて、「数値的にこういう状況なのでちょっと今は払えないけれども、来月には払える」とか、数値的な今後の見通しが

立つということで、窓口の方も安心されます。

私たち相談員は同行することで、窓口の方がどういうふうなことを思っているのかということが分かりますので、三者が一緒になるということで同行には非常に価値があると思っています。

例えば、こんなふうな窓口によってこういった支援をしていることがありますので、目を通してください。

あとは、制度に関しては、どうしても役所の場合、窓口ごとの制度がありますけれども、私たち人間は制度ごとに生きていません。こんなときに困ったらどんな制度があるのかということをごといった表にまとめて、抜け漏れがないかということの工夫もしております。これは相談者のためでもありますけれども、相談員は支援の抜け漏れがないようにチェックするためにも必要かと思っております。

あとは、同行に関してよく問題で言われるのが、場所が離れているので同行できないという地域もあるようです。それは、これからの課題として検討すべきだと思っております。

また、納税に関しても分納相談という言葉を使わないでくれと言われるところもあると聞いております。そういったところの誤解があると思っておりますので、何が問題かということを知るためにも、同行して相手の状況を知ることが必要かと思っております。

次は、最も相談で多い「債務整理」です。これから社協の貸付の償還が始まるとさらに増えると思っております。そのとき、ただ弁護士に相談に行きなさいだけでは、ほとんどの方が行きません。たとえ行ったとしても、行って帰ってくるだけで受任をしてもらっていない方がとても多いので、基本的にうちでは全ケース同行しております。これは相談へのハードルも下がるため、必要な支援です。

ただ、同行すると、府中の場合は往復1時間半かかります。面談する時間が1時間半減ることになります。ですから、今では弁護士法人と連携し、オンラインで相談できるようにしていただいて相談時間を確保するというのもやってきました。

ただ、行ってからが問題です。債務整理は相談に行ってからいろいろやる必要がありますので、こういったことも家計相談で対応するという事になっております。

「貸付」に関しては、今は社協さんから借りやすいのでとてもいいんですけども、借りるための支援だけではなく返すときの支援まで考えて借りることを考えるということで、やはりこういった家計表をつくったり、キャッシュフローをつくってお手伝いする必要があります。

ただ、これがつくれなくて困っている相談員が多いので、後半でお話する育成、それと継続的なサポートが必要かと思っております。

最後の「生活者自身が家計を自ら管理できるようにする支援」、これが一番大事ですけども、正直、問題が片づいてしまうとここに行き着く方は非常に少ないです。

また、お仕事を休まなければいけないと来られなくなるということで、やはり土日祝日の相談は必要かと思っております。

また、自ら管理できるようになるということは家計簿をつけることと勘違いしている支援者も相談者も非常に多いです。私たちの場合は、「家計管理」は何かということをやんと分解して御説明しています。「家計管理」とは、家計に関わる行動を自ら管理、コントロールできるようになる支援が家計管理支援と私たちは思っております。ですから、行動が具体的に変わるような支援ができなければただの指導になってしまいますので、非常に気をつけなければいけない点です。

では、どんなふうにするのかというと、まずはやはりそれをしたくなるような動機づけです。これはライフイベント表といいます。これから何のためにお金のことをしなければいけないのか、まず「動機」がなければ人は動きません。

ライフイベントを立てた後に何をしなければいけないのか。お金の優先順位、これは誰かのものをなぞるではなくて、自分で考えていけるということも必要だと思っております。

そして、では実際に行動を変えるというときに、ただビールを飲むのをやめなさいであったり、たばこをやめなさいであったり、そういったことをしても皆さんはできますかと言いたいです。私も、できないところはいっぱいあります。

でも、ではどうするかというと、できないところは何が行動を抑制しているのかを知る必要があるため、行動というのはこんな形で分解することができることを伝えます。スイーツを買うのはコンビニに行くからです。コンビニに行くのをやめれば、スイーツは買いません。ただ、コンビニに行くなというのはただのスローガンです。どうやったらコンビニに行かないで済むのかと考えたり、コンビニに行ってもスイーツを買わないようにどう行動できるか、そういったところをやるのが家計相談だと私は思っております。ですから、こんなふうに行動を分解して、どこに介入すると改善できるかといったことも一緒に考えます。

または、どうしても支援員としては結果だけ見る傾向にあります。例えば、家計簿をつけることは、つけたか、つけなかだけで判断してしまいがちです。よく御相談を受けるのが、「あの人は何回言ってもやらないのよね」ということが非常に多いです。何回も言って、やらない理由、やれない理由を調べなければ、ただの指導になります。

ですから、どこでつまづいているのか、家計簿を記入するにもこれだけの行動の分解がされます。どこでつまづいているのかが分かれば、お財布にレシートを入れる癖がないのであればまずレシートをもらうところから支援しなければいけないですし、レシートは持ってこられるんだけど、家計簿をつけるのに手書きが苦手であればアプリを使うとか、そういったことも工夫しなければいけないと思っています。ですから、結果ではなくて経過に目を向ける支援をしなければいけないと思って、私たちのほうではそこをしっかりと支援をしております。

そして、最近ひきこもりの御相談が非常に増えています。これは近隣市からの研修の御依頼があつてつくった資料なのですけれども、多くの方がひきこもりは就労させること、それで収入を得ることしかお話ができないと聞いています。

ただ、収入を得ることは働くだけではなくて自ら稼ぐ、それ以外に制度を使うということもあります。これも家計相談からお伝えできるところかと思いますので、今回付け足しておきました。

最後に1分で、今後の課題をお伝えしたいと思います。家計相談は冒頭から申し上げましたけれども、何をやっているのという質問がとても多いです。家計相談をやっている人からも質問されます。ですから、5つの柱をしっかりと伝えることが必要かと思っています。

でも、それを全て家計相談に投げられてしまうと、少ない人数でやっているのでパンクしてしまいます。家計の把握は関係機関がしっかりできるようになっていくほうがいいと私は考えております。ですから、関係機関に家計相談を知ってもらうこと、ただお金に困っているようだというだけでつなぐのではなくて、何に困っておりどうしたほうがいいのか、主訴は何か、周りの機関が聴きとれることがあることということをしっかき知ってもらうことも支援かと思っております。

あと、やはり家計はいろいろな情報も必要です。ですから、継続的な支援が必要かと思っております、当法人では30時間程度の継続研修を相談員になる前にまず課します。その後、やはり日々の訓練が必要なのでロールプレイング等で日々やっていくこととなります。ですから、具体的には知識研修だけではなく、これは参考としてつけましたが、行動を変容するために「行動分析学」と、あともう一つ『解決志向短期療法』というアプローチを使って私たちは相談に乗っておりますので、こういったことも家計相談に困っている方に伝えていきたいと思っておりますので、育成事業をしっかきしていきたいと思っております。

駆け足ですが、以上になります。ありがとうございました。

○新保座長 中森構成員、どうもありがとうございました。

それでは、続きまして高木構成員よろしくお願ひいたします。

○高木構成員 兵庫県伊丹市の高木と申します。よく社会福祉事業団と間違われるんですけども、雇用福祉事業団です。よろしくお願ひします。

設立から70年がたちます。戦後の失業時代に、失業対策として当時立ち上げられました。現在も、全国に70団体ほどある1団体です。そういった場面から、私は伊丹市の就労準備支援事業と認定就労訓練事業を主に、就労自立に向けた就労を必要とする方への支援の在り方として、そのテーマで述べさせていただきます。また、全国の自治体及び支援団体、利用者の声がこの間も聞こえてきましたので、その対応策について説明したいと思います。

私自身、高校の同級生の不登校支援から始まって、この支援が35年ほどたちました。その支援で変化が起きたのが、リーマンショックだと思っております。それまでの支援は、中高年層が主流でした。仕事を提供すれば自立生活支援、生活再建ができてきました。

ただ、リーマンショック以降、全く学校に通ったことがない。卒業後、10年以上ひきこもっている状態で、その中で仕事をしたい、仕事をしなければ生活できないという若者層の相談が増えてきたと思っております。社会のマナーやルール、体力や気力もないことから、当

時は職業訓練校での就労支援で継続支援をしながら取り組んできました。

当時は制度もなく、どこか誰かも不明な状態での受入れは非常に勇気が要りました。その当時からすると、生活困窮者自立支援制度が始まり、私からすると何と容易な仕組みができたんだろう、すばらしい制度ができたとうれしく思って今、取り組んでおります。そうした中で、伊丹市の就労準備支援事業と認定就労支援に取り組むこととなっております。

その時期から、駆け込む市民に対してタイミングを逃さず、タイムラグを無くし、初回の面談はスタッフ複数人で対応しております。よくデベロッパー型の支援とおっしゃる方もおられます。私も、初回相談は必ず参加しております。1回の聞き取りで生活再建、自立する最低限度のカバーをすることが八方ふさがりの方への対応は当然ですし、1人の聞き取りよりも複数で意見、アドバイス、支援の方法と、異なることを確認し合って私たちは取り組んでおります。

この支援の始まり、生活保護に至る方も状況が見えてきました。以前までは体力、気力がある方でも、金銭を持っていなければ生活保護に至るケースが見えてきました。私たちは、働ける人たちは皆さん働いてもらっています。こういった受入態勢で臨んでいます。一緒に働いて、孤立、孤独を解消しながら、数十万ぐらいの負債でしたら自力で返済してもらいます。自力で返済した方の満足感は、次の就活、再就職へとつながります。

また、人手不足と言われながら、働きたいと願う相談者のマッチングも行っています。自治体で、片や担い手が足りない、いない、片や、働きたい。それをつなげていくわけです。仕事の切り出し、シェアがとても重要だと思っています。

昨今、民間企業は人材を育てなくなって、できる方みの採用が多く発生してきています。しかし、無業者を地元の労働者として育成して、税金を納める納税者として市民が支える側が増えれば、自治体にとっても、地域経済にとっても、また犯罪抑止にとってもつながるという思いを込めて進めております。

そうした中で地縁、血縁が希薄になった社会で、地元で働く社縁、市民が働く接点を働くこととつなげながら新しい自治コミュニティーを働く機会を通じて市民へとつなげていきます。

これは、プラン対象外の対策を図にしました。困窮していても、数日のわずかな支援で解消する方もしばしばいます。朝一に来て、昼一には就労を開始します。働いた対価を現金で得てそれを渡し、漏れなく食料を提供します。今、市民が何を求めて、市民が何に困っているのか、それが雇用福祉事業団でカバーすることです。

当事者の焦る気持ちを落ち着かせて、働いていると、その間の悩みを忘れるそうです。その働いている間、伊丹市の皆さんと複数の課題について整理していきます。そうした現状の方たちが、一番窓口に来られることが多いと思います。

皆さんには、全てを委ねた人は一番自立が早いですよということをお話しします。そうすると、いろいろな方々が、全てを相談したほうが自立につながったというような結果が多くあります。最近の傾向では、コロナの関係で若い女性の多重債務者が増えているとい

う状態が多く発生しています。

こちらは、認定就労訓練の実情です。おおむね、雇成型のみを活用しています。全体の支援に加えて必要なものを提供します。働くためには、散髪代、風呂代、自転車からコンロ、スマートフォンの貸出しをしています。全て働いて返してもらいます。困窮してワクチンの接種ができないという方も、スマートフォンの貸出しで対応できました。

働いても現金管理ができない方は、了承の上、任意で家計支援を並行します。食料を望めば、自立するまで継続します。そうした再就職の資金を蓄える、就労準備事業、認定就労訓練を並行しながら進めております。

今回、就労支援の在り方、支援1の7ページのグラフで課題にあるように、経済的困窮が70%、就活困難者が30%とあるように、重層的に伊丹市はワンストップ型の一括支援に取り組んでいるところでございます。

次に、無業者の支援です。無業者の就労支援も同様に、初回は複数人で対応させていただいています。私の試算では、全国各地で新成人と同数が地元にいると推測しています。その方たちが全て就労不可ではありません。働くことができ、自らが生活を維持する最低ラインの生活ができれば大きな成果です。これを、無理にハードルを越えさせようとするとストレスにもなります。

初回面談当日、同様に作業をしてもらい、働いた対価をお渡しします。伊丹市では、大きな店舗の2店舗で駐輪場の警備をやっておりますけれども、そちらの方は皆さんひきこもりの方です。この面談で書かれていた履歴書に毎日歩いている、役所の相談窓口まで歩いてきているという現状から、8時間、働く仕事、歩く仕事というところに結びつけて皆さんに働いてもらいます。そうすると、ほぼ皆さん次の日から参加します。

委員の皆さんも、初めて働いて給料を得たときと同じように、現金の効果は就労意欲の向上に絶大です。キャッシュレスでは、賃金の価値と支出がかみ合わなくなるのは当然です。そうしたものを含めて、現金をお渡しする取組をしております。

これは、昨年の実績になります。コロナで一時的に受入れを規制しましたが、今年の1月からある取組を実施しました。これまで、昨年の12月までは1日1回、午前、午後のみで500円の参加をお渡ししました。皆さんからお話を聞く中で、コロナ禍で家庭にいる時間の中で家族がリモートワークになるとか、仕事がなく自宅にいる時間が長くなっているというところで、自宅でも居場所が無い、働きたい、儲けたいという相談がありまして、午前も午後も1日来られれば¥1,000にしますということをおっしゃると、同じ方たちの参加は2.5倍に増えてきました。

当事者の聞き取りの中で、なぜひきこもるのか。それは、やはり現金を持っていないからという方が非常に多いのかなと思っています。外に出れば物が欲しくなる。ゲームやネットをするのは、家計の浪費を考えているということをおっしゃいます。

この効果は、参加率が増えてきたことと、もう一つの効果がありました。必然的に長時間過ごすことで、企業への就職体験や短期アルバイトにつながっております。一般的な就

労等への中間的就労のさらに中間的の場をつくれば、数か月後に変化が出てきます。就労準備の認定就労訓練も本人の希望で参加、不参加を決めてもらいます。中には、しばしばお金でなく自分のことを知ってほしいという参加者も増えてきました。

今回の厚生労働省の資料8ページの課題であるように、具体的にインセンティブによる就労意欲喚起で言動が大きく変わり、無料職業紹介所への同行支援等はこれまでなかった柔軟な支援だと考えております。

そうした制度に沿って階段を上る方もおられますけれども、伊丹市の特徴としては、公共事業や民間の委託を直接請け負いながら面談や訓練場所を提供して、継続的に見守りやメニューを準備しております。驚くのは、40年ひきこもりの方でも、野宿されていても、特徴、特性をつかむと翌日から一般と同様の賃金を渡して自立が加速するという状況がたくさん実績としてあります。

最後に、就労に向けた準備を必要とする方への在り方の課題です。就労支援の在り方ですが、厚生労働省の資料9ページ、11ページにあるように、課題に対する対策です。協力事業所、マンパワー、スキル、ノウハウ、確かに多くは依存しているのかなと思っております。必要と思う人が必要なものを整えて包括することは無理なのでしょうか。それぞれ理解や温度差もありますし、これは誰、あれはあの人、この人と言わず、重複して構わないと思いますし、そうした横断的ルールも必要ではないかと思っています。

私たち雇用福祉事業団は伊丹市と連携して、思いついたときに行動する。利用者、対象者の変化や表情が変わった時点で、次はどのように展開していくのか。こうしたらもっと反応が出るかもしれないと、支援プログラムを結構楽しく、やりがいとモチベーションが高くなっていると思っております。

同時に、全国の自治体や支援団体、県外の当事者からも相談があります。

1つ目には、予算が低い、予算がない、実施できない課題が言われています。自治体の財源でなく、市民の寄附、ふるさと納税を活用して選択肢を増やすアドバイスを私たちから今、進めております。

2つ目には、包括したコンパクト化支援の体制です。せめて全自治体に窓口が欲しい状況です。また、それにはロス商品を提供するだけでなく、ロス食料もコーディネートをすることが必要かと思っております。動いている窓口、動いていない自治体の特徴は、やはりそういった行動する状況であるとか、車両等が足りないのかなということも感じております。

3つ目には、認定就労訓練事業所との連携やメリット、自治体の庁内連携です。取り組む効果を写真や数字でアナウンスしながら理解を呼びかけ、先ほど説明した仕事のシェア、公共事業で切り出していくことはたくさんあると思います。柔軟な制度を、より各地で状況を探る地域資源の活用が必須かと思っております。

また、認定就労訓練事業所の民間事業所が給料や賃金を提供しても、何ら税法上の優遇措置がないことが分かりました。多くの方の善意で成り立っています。そうした

就労に向けた自治体、事業者、市民がウィンウィンの関係となり、制度が充実して機能することを望んでおります。

報告は以上となります。どうもありがとうございました。

○新保座長 高木構成員、ありがとうございました。

それでは、ここで5分間、小休憩を取りたいと思います。今41分ということで、47分から開始したいと思いますので、47分になりましたらまたお集まりください。ありがとうございます。

(休 憩)

○新保座長

それでは、御発表の後半になります。林構成員、よろしくお願ひいたします。

○林構成員 よろしくお願ひいたします。画面共有させていただきます。

皆様、こんにちは。座間市福祉部生活援護課の林です。私からは、主に自治体の現場の立場からハローワークとの連携、就労支援、家計改善支援、生活保護との関係について報告及び意見を述べさせていただきます。

まず、「ハローワークとの連携から」、始めたいと思います。本日のプレゼンに際しましては、後ほど説明いたします「チーム座間」のメンバーから意見聴取を行いました。こちらのスライドの「ハローワークからの意見」は、御意見いただいたメール内容のコピーです。

内容は、住居確保給付金や新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金受給者の方が、ハローワークに来る意味を理解していないといったケースや、自営業者や在職者の方が押印のためだけに来る、ハローワークの相談は必要ないと話す状況がある。

雇用保険などの収入などがあり、住居確保給付金非該当の方について、生活困窮者として自立相談支援事業の対象にして連携して支援できないかと自治体に連絡しても、支援対象外と言われたケースもあり、自治体によって対応（解釈）が異なり、支援対象者も異なるようだといった内容で、私は複数の自治体と連携する現場の意見として重く受け止めました。

本日は、そうした複数の自治体と連携する方の意見も含め、「チーム座間」メンバーの意見も紹介したいと思います。

こちらは、座間市の地勢や事業実施状況です。生活困窮者自立支援事業は福祉部の生活援護課で担当しており、同じ課で生活保護も担当しております。

こちらは、「任意事業開始の状況」です。本市では庁内連携などにより広く相談を受け付け、制度の隙間に陥った相談者の複合的な生活課題を顕在化しつつ、食料支援、居住支援など、行政、制度だけでは対応できない課題の解決のために地域の方々に協力を求めたことから、支援の実態が先行し、任意事業の開始につながりました。

そのような個別支援を通じて出会った地域の方々との「ご縁」のつながりが、支援のネットワークという形で成長していったのが生活困窮者自立支援の「チーム座間」です。

これまでの経緯から、こうしたハローワークとの連携についても、個別支援を通じて連携強化を図ることが効果的であり、特に生活保護受給者等就労自立促進事業、以後、生保就労自立事業と呼びますが、この事業の活用が重要と考えております。

本市が比較的ハローワークとの連携が取れているのだとすれば、ほかの自治体と何か違いがあるかどうか、厚労省から出されましたデータと突合してみました。

都道府県データと本市を比較したところ、県全体の新規相談受付数のうち、本市の割合は7.8%ですが、プラン作成件数は19.3%、生保就労自立は29.3%というものが県全体の数のうち本市分でした。このことから、プラン作成状況はハローワークとの連携状況に影響を与えると考えられます。

コロナ禍において新規相談が急増したことにより、プラン作成が追いつかず、そのために生保就労自立事業の活用が進んでいないのではないかと感じられます。

ハローワークとの連携強化には、生保就労自立事業の活用が重要で、事業活用にはプラン策定、支援要請が可能となる体制整備が不可欠ですので、自立相談支援事業の国庫負担額の人口規模別基本基準額の引上げをお願いしたいと思います。

なお、人口規模別基本基準額については新規相談件数が増える一方、自治体の人口減少のために事業規模を維持することが難しくなるといった自治体の話も耳にしておりますので、そういった視点からも引上げが必要ではないかと思えます。

次のスライドは、令和2年度と令和元年度との比較です。新規相談者数の急増に伴い、就労準備支援事業を除く全ての項目で支援決定の増加が見られました。特に、自立相談支援事業と生活福祉資金特例貸付が連携する場合、家計改善支援の利用をプランに組み込むことが増え、家計改善支援事業の利用が前年の4倍近く増加しました。

家計改善支援事業は相談支援において必要不可欠な事業となっており、必須事業化すべきと考えます。その際の国庫負担率は、自立相談支援事業と同様の4分の3となるようお願いいたします。

次のスライドは、本市の「就労支援について」まとめたものです。もともと生活保護制度の自立支援プログラムとして、就労可能な被保護者を対象に、就労支援員によりハローワークや求人広告などの求人と求職者をつなげるといった支援が行われていましたが、生活困窮者自立支援制度開始以降、自立相談支援事業で受け止める多様な就労に関する相談に対応するため、支援メニューの拡充を進めてきました。支援メニューの一部は、生活保護制度の就労支援においても活用可能な社会資源になってきています。

次のスライドは、「就労支援における連携について」まとめたものです。個別支援を行いながら求人開拓、プログラム開発など、地域における就労支援の強化に向け、各就労関連事業が相互に連携・協働しながら取り組んでいるのが本市の特徴だと思います。

ここでは、特に就労準備支援事業について御注目いただきたいと思えます。就労準備支

援事業がハローワークや無料職業紹介事業、ユニバーサル就労支援、認定就労訓練などと連携することで相乗効果が生まれてきます。地域における就労支援機能の強化という面からも、就労準備支援事業は必須化すべきと考えます。その際の国庫負担率は、こちらも自立相談支援事業と同様の4分の3となるようお願いいたします。

次のスライドは、「就労支援に関する意見」です。「チーム座間」からのメンバーの意見になります。

認定就労訓練のマッチングコーディネーターからは、認定就労訓練「雇用型」について、雇用型の実施に向けたメリットが乏しいため、「優先発注」等の実現に向けて自治体の体制づくりが加速する制度設計に期待したい。

特定求職者雇用開発助成金についてですが、法人が就労訓練事業で対象者を受け入れた後、訓練事業での受入実績が原因で特開金の使用ができないということについて使用可能にしてほしいといった意見があります。

社会福祉法人「中心会ユニバーサル就労支援事務局」からは地域差の問題、また、近隣の他市のサービスを利用できるような柔軟な運用方法があってもいいのではないかとといった提案、就労支援の質を担保するガイドラインの必要性や相談員の相談先、現場への専門的助言の必要性について意見が出されました。

就労準備支援事業「はたらつく・ざま」からは、「一般就労と福祉就労」「正規と非正規」といった分け方を越えた「働き方」の概念づくりが提案されました。「これは目指す理念的なもので、実現化は簡単にはできません」とありますが、非常に重要な提案ではないかと思えます。

加えまして、私からは職業訓練受講給付金と住居確保給付金との併給を恒久的な措置とするとともに、女性の貧困が問題化していることから、職業訓練受講給付金では児童扶養手当・児童手当は収入として算定しませんが、住居確保給付金でも同様に児童扶養手当・児童手当は収入として見ない運用にしていきたいということ、求職者支援訓練について都道府県に設置されている「地域訓練協議会」に生活困窮者自立支援制度主管部局等も参加し、訓練ニーズについて現場の声を伝えることができるようにすることなどの連携強化をお願いしたいと思います。

次のスライドは、「家計改善支援事業における連携について」です。生活困窮者自立支援制度と生活保護、両制度で家計改善支援事業を実施したことは、コロナ禍において制度間連携の強化や、生活援護課と座間市社会福祉協議会との連携強化につながりました。自立相談と連携し、家計を切り口として相談者の生活課題を複眼的に把握できるといった効果により、世帯への包括的な相談支援のために家計改善支援事業は欠かせない事業となっておりますが、令和2年度から開始した被保護者家計改善支援事業においても、ケースワーカーと連携することで同様の効果があることが見えてきています。

また、制度活用に当たって、御相談者は生活困窮者、要保護者、被保護者など、法律上の名前が変わりますが、コロナ禍において制度横断的に御相談者に伴走する支援が家計改

善支援事業によってなされた点も大きな出来事だったと思います。

家計改善支援事業からは、生活福祉資金貸付については、全ての資金について家計改善支援の活用が必要ではないか、様々な支払いの対応について家計改善支援事業の利用を条件とした支払い猶予や減免制度が考えられないか、日常生活自立支援制度非該当だが金銭管理ニーズがある場合の対応が必要になっているなどの意見が出されています。

最後のスライドは、「生活困窮者自立支援制度における生活保護受給者に対する支援の在り方について」です。

「資料及び議論の枠組みに対する違和感」について」と、多少クリティカルな表現をいたしました。私は生活困窮者自立支援制度と生活保護の関係については、お示しいただきました資料やお示しいただきました視点にとらわれず、多様な視点から議論される必要があるのではないかと考えております。

一例として資料にお示したのは生活保護法の第1条との関係についてです。資料3、2ページの表では、目的の欄に生活保護法第1条と生活困窮者自立支援法第1条が並べられておりますが、生活保護法の解釈と運用によれば、生活保護法第1条の要旨は最低生活の保障、国の責任、自立助長の3点があるといった考え方が示されており、その場合には資料3の3ページに出ております、生活困窮者自立支援法第4条が生活保護法の第1条と対置されるといった考え方もできるのではないかと考えています。生活保護との関係も含め、国や自治体の責任、責務の視点から本制度を考えることも必要だと考えます。

もう一点は、資料には示されておきませんが、生活困窮者自立支援法の基本理念を定めた第2条と生活保護法との関係です。これまでの実践の中で、生活保護との間の切れ目のない一体的な支援のためには、両制度が共通する理念の下で支援が実施されることが不可欠だと感じております。

資料3の1ページ目の新保座長の御意見のとおり、私も本検討会で生活保護受給者に対する支援の在り方について検討するのであれば、生活保護制度と切り離しては議論できず、本検討会と並行して行われている生活保護に関する国と地方の実務者協議の議論と連携することを考えるべきと思います。

最後に全般的なことになりますが、自治体専従担当職員の配置について述べます。

コロナ禍の中で、自治体にはワクチン接種をはじめ、様々な業務が下りてきております。生活困窮者自立支援制度の担当部署でも、住居確保給付金や新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金の事務に加えて、住民税非課税世帯等に対する臨時特例給付金の担当になっている自治体も少なくなく、職員が足りず大変苦慮しているという状況です。今後、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金について検討する際には、そうした事情も勘案していただきますようお願いいたします。

本日議論している就労支援や家計改善支援だけ取り上げても、ハローワークへの生保就労自立事業の支援要請、無料職業紹介事業の運用や認定就労訓練事業への優先調達、委託事業に伴う仕様書の作成や契約などの様々な事務など、自治体職員が担う職務は多岐にわ

たっております。本制度の推進のためには、自治体における専従担当職員のマンパワー確保が不可欠です。

現在、人員配置は生活困窮者自立支援法第4条の5により、都道府県等の努力義務となっておりますが、自治体担当職員のマンパワーの確保について、生活保護のケースワーカーのように地方交付税措置の対象にするなど、国としての支援をお願いしたいと思っております。

以上で報告を終わります。残された時間で、少し質問のほうもさせていただければと思います。

構成員資料を読んだ質問で恐縮ですが、次にプレゼンをされます堺市社協さんについてです。人口83万人、保護率30%の市で就労支援員2名というのは相当大変な状況と拝察いたしました。その辺りの御苦労について伺えればと思います。

以上で発表を終わります。ありがとうございました。

○新保座長 林構成員、ありがとうございました。

それでは、続きまして最後のプレゼンになります。守屋構成員、お願いいたします。今、林構成員から質問が寄せられましたけれども、もし可能でしたらプレゼンの中でよろしくお願いいたします。

○守屋構成員 よろしく申し上げます、守屋です。

林構成員、御質問ありがとうございます。どこまで盛り込めるか分からないですが、現場の話をしたと思います。

改めまして、堺市社会福祉協議会の守屋です。本日は、堺市における自立相談支援事業の実践から、生活困窮者支援の対象者像の整理と支援の在り方について、支援体制、自治体エリアでの仕組みが重要であること、さらには委託先としての社協の強みについてお伝えしたいと思います。最後に、まとめとしまして自立相談支援事業、就労支援・家計改善支援、生活保護等との連携についての意見を述べさせていただきます。

今日は、42枚のスライドを提出させていただいております。時間の都合上、全てのスライドを丁寧に説明することはできないのですが、この機会を通じまして現場の支援員の地道なソーシャルワーク実践と、また伴走型支援による対象者の自立に向けた変化、困窮者支援を通じた地域づくりを理念目標とする生活困窮者自立支援法の魅力について発表したいと思います。

78ページ、79ページにつきましては堺市社協の取組の特徴と課題、今後の在り方について、前回のワーキングで発言した資料を再掲させていただきましたので、今日は割愛させていただきます。

では、初めに堺市と堺市社協の概要です。堺市は推計人口82万人の政令指定都市で、7つの行政区となっています。高齢化率や15歳未満人口は全国平均と相違ありませんが、やはり世帯数が多いということと、生活保護率が3%、30%と高いことは都市部の特徴と言えます。

堺市社協は来年70周年を迎えますが、従来より組織化活動を中心に地域福祉の推進を図

って、また現在は推進中の第6次計画の中で、「くらしをまもる」「つながりをつくる」「地域福祉を創る」を社協が果たすべき機能として、いわゆる相談支援、地域活動支援、社会資源開発を総合的に進めています。

生活困窮者支援につきましては、社協の第6次計画及び堺市と合同策定の地域福祉計画の中で重点取組として包括的な相談支援体制に位置づけをしております。

続きまして、堺市の生活困窮者支援の立ち上げ経過を振り返ります。受託までの経過の中で、準備段階から堺市行政や社協内での検討、さらに大学との研究グループ、共同研究を経て、平成26年に堺市社協がモデル事業を受託しました。研究の中では、市立大学の岩間先生にも御尽力をいただいたというところです。

モデル事業におきまして総合相談システム検証会議を設置し、自立相談支援事業をどこまでやったらいいのかというようなことで、運営面と支援面の評価軸の検討、また地域アウトリーチ機能のモデル試行などを行いまして、都市部における生活困窮者自立相談の入り口、支援内容、出口、さらには事業運営と支援体制の在り方について検討し、初期段階で相談援助フローと総合相談検証シートを初期設定しました。

次に「自立相談支援機関の概要」です。

名称は、生活・仕事応援センター、愛称を「すてっぷ・堺」といいます。本人の自立目標に向けた、一步一步を支えて伴走するという意味を込めています。

場所は、堺市社協の本部事務局があります福祉会館内で、所管は生活支援課となっております。

今年度の人員体制は、相談支援員が合計8名、就労支援員は堺市から委託を別途受けた民間人材派遣会社、現在は株式会社パソナのほうのキャリアカウンセラー2名がセンター内に常駐しておりまして、また、パソナに別にいます求人開拓員と連携を図っています。それで、自立相談支援機関は80万人都市で市内1か所なのですが、待ち受け型だけでなく各区役所の社協福祉事務所に各区、毎週1回、巡回相談としてアウトリーチ型の機能を持っています。

任意事業はそれぞれ別の事業所が実施しておりまして、他機関、他制度、社協内の様々な支援機能との連携協働を重視して、自立相談支援機関を中心にこのような体制のイメージとなっております。

自立相談支援事業の実績なのですが、コロナ前の2019年度につきましては年間で新規1,862件と、継続的な支援回数が約9,000回となっていました。就労支援を行った95件のうち、75件が就労決定ということです。

初期設定しました相談援助フローに数字を当てはめると、このような流れになります。新規相談につきましては、主に本人からの電話相談や関係機関からの連絡が中心で、短時間で相談の要点を聞き取って、本人を特定しましたら、面談の必要性があれば初回相談を設定する。初回相談はできるだけ2名体制で行って、約1時間で本人の生活状況や背景を言語化、可視化しながら、緊急性や継続支援の判断を行います。

また、情報提供のみの場合でも、本人の行動や優先順位を明確に助言しながら、他機関へつなぐ場合につきましても同行相談や電話連絡で関係機関につながり切るということを意識しています。

以降、2回目の面談等の必要のあるケースについては初回プランを立て、おおむね1か月、3か月、さらに半年というペースで継続支援を再プランを立てながら進めていくというようになっています。

2020年度のコロナ禍の相談実績です。新規相談は、前年同期の7倍で約1万3000件となっています。特に住居確保給付金と特例貸付の対応によりまして、電話が鳴りやまない状態が丸1年続いていました。

「協働型の自立相談支援体制」について説明します。冒頭の説明のとおり、就労支援員は就労支援のノウハウと強みを持つ民間人材派遣会社のキャリアカウンセラーが担い、地域を基盤とした相談援助に強みを持つ社協職員が相談支援員を担う。それで、お互いの強みを発揮し合いながら役割分担と役割連携が機能する協働体制です。

これは、本人を真ん中に置いた、いわば3人4脚の就労支援の展開のイメージです。相談支援員が生活面の課題を本人と優先順位をつけて取り組みながら、就労支援員が準備期、応募期の支援を行って、就職決定後も3か月間の定着支援を行いながら、相談支援員はさらに初回給与の使い方の相談であるとか、その後の生活再建までフォローするというところまでを入れています。

区役所での巡回相談についてですが、本人にとって身近な場所で相談対応できることや、区役所内の様々な部署と連携をしたりとか、社協の持つ地域アウトリーチ機能との連動の効果が見られています。

民生委員活動との連携強化も図ってまして、小学校区ごとの相談統計や、民生委員とともに関わった具体的な事例のフィードバックを行うことで、地域の発見や見守りとの連携がさらに強化されています。

また、困窮者支援においてネットワーク、連携は欠かせないものですので、特に区役所生活援護課とは生活保護と困窮者支援の切れ目のない支援を目指し、各区の生活援護課に困窮者支援と生活保護との調整担当者というものを係長級、補佐級、いわゆるSV級で設定をしまして連携を日々取っている。それで、年1回の庁内連携会議、区役所単位での合同研修会などを行う中で、顔の見える関係をつくりながらお互いに丁寧につないでいる。

次に、実践事例の中から生活困窮者支援の対象者像を整理しています。ピンク色の縦軸を経済的な困窮状態からの緊急度、黄色の横軸を社会的なつながりの状態から見た就労までの距離を表わしています。

それで、支援対象者の相談内容を整理しますと、Cのゾーンにつきましても緊急度が高く、就労までの距離が近い。例えば、就労経験があり、経済的に3か月以上は生活が維持できる。主にこういった場合は就労支援を中心に行う対象者。

Aのゾーンにつきましても、就労可能だけれども既に生活費が不足してまして、家賃

滞納、貸付検討が必要、1か月以内の就職がタイムリミットになるなど、生活面の相談対応を行いながら早急に就労支援を行う対象者。

Bは、もう既に所持金がないとか、かなりの滞納がある。8050問題などの世帯で複合的、かなり逼迫した状態。緊急対応や危機介入を図りながら、状況によっては生活保護へ適切につなぐような対象者。

Dは、親と同居などで今は経済的には余裕があるけれども、本人の自立や就労までの距離が長いということで、今は大丈夫でも放っておいてしまうとたちまちBの状態になってしまうことが予想されますので、できるだけ早く発見し、困窮状態に至る前に就労準備支援事業や家計改善支援事業を活用したプラン支援を行いたい対象者と言えます。

この対象者像の分布図に該当する事例を4事例、資料に掲載しています。

事例1は、40代男性、「離職し経済的困窮が近づく方への就労支援」の事例。

事例2は、30代の子と60代の母親の世帯で、自立への阻害要因が多く、危機介入後に生活保護につなげた事例。

事例3は、独り親世帯で、雇用保険受給により生活保護廃止となった後に、生活保護から困窮者支援に連携を図り、その後も切れ目のない支援を行った事例です。

事例4につきましては、40代で約20年間無就労、ひきこもり状態の男性に対して、地域住民の発見、見守りと連携しながら、約3年間かけて自立に向かった事例です。

本人の自立のプロセスや変化を、研修や民生委員会を通じて地域へフィードバックまで展開したことで、さらに地域での見守りや発見の感度が高まる効果が現れました。

時間の都合上、一つ一つの詳細説明は行いませんが、生活困窮者支援を語る上で事例は欠かせないものですので、たくさん掲載させていただいております。

次に、昨年からコロナ禍で対象者像が変化しているということに触れます。先ほどの分布図の中で、緊急度が高く自立への阻害要因を抱える対象者が急増して、ここで言うBのゾーンが急拡大したと言えます。これまでAやCのゾーンにあった対象者で失業の場合は特例貸付が効果的な場合もありますが、自営業でありますとか減収の場合は、財産や債務などを既に抱えている状態で、特例貸付や住居確保給付金を利用した後もなかなか困窮状態が長期化する中で改善が難しく、ここから生活保護へのつなぎというのが、やはり拒否であったり、阻害要因が膨らんだ状態で支援が難しいということを実感しています。

また、Bゾーンでは外国籍や未成年、もともと複合多問題を抱えた世帯が、さらに困った状態で顕在化する。

Dのゾーンでは、コロナ前は親の収入などで経済的に余裕があったのが、減収する、貯金が減るスピードが増してしまったというような事例です。

同じく事例5、事例6を掲載しておりますので、こちらのほうも御覧いただけたらと思います。

残りの資料には、初期段階で作成しました総合相談システム検証シートを活用した実践の評価、または課題蓄積で必要な資源やネットワークの開発の循環、また困窮者支援を通

じて生み出してきたプロジェクトを紹介しています。

まとめとしまして、「自立相談支援事業のあり方について」、やはり相談の「入口」「支援」「出口」の振り返りと評価が重要であるというようなこと、また、ケースが滞留しないためのスーパービジョン体制を構築すべきというところです。

また、相談員1人当たりの適正プランは、堺市では常時15件から20件ぐらいが適正プラン数ではないかなというところで、20件を超るともう記録も追いつかないですし、一件一件の丁寧な伴走支援というのが難しいというようなことを感じているところです。

また、実践エリアでの総合的な仕組みの中で連動していくということがとても大事だということのところ、また、制度を横断するためには一つ一つの事業だけではなくて、それを横断するためのマネジメント機能が市域において仕組みの中で必要ではないかというようなことです。

最後ですけれども、幾つか就労に関する意見、家計改善に関する意見を載せております。

最後に、座間市の林構成員からの御質問につきましては、本当に今見ていただいたとおりに合計10名の体制でやっていますけれども、ここは就労支援員と相談支援員の役割分担と連携を明確にすることによって、協働型で何とか今の人数でも対応し切れているかなというところですが、ただ相談支援員自体がやはり増えないことには、なかなか最初のアセスメントでありますとかプラン策定というようなところが進みませんので、就労支援員が増えるというよりは相談支援員の体制をもっと強化するべきかと考えています。

厚労省のほうで調査していただいたものでいきますと、我々80万都市でいうと、10万人に対してたしか2.3人の相談支援員体制が望ましいというところなので、堺の場合は18人ぐらい本当は要るところですが、就労支援員、相談支援員を合わせて今10名というところですので、この辺りにつきましては予算面のところでありますとか配置基準などの改善をお願いしたいと考えているところです。

すみません。超過しましたが、私の発表は以上です。御清聴ありがとうございました。

○新保座長 守屋構成員、どうもありがとうございました。

5名の構成員の皆様からは大変分かりやすく、現状や今後に向けた御提案など、とても示唆に富むプレゼンをしていただきましてありがとうございました。

それでは、これより質疑応答や意見交換の時間を設けたいと思います。1度は御発言いただけるように進みたいと思います。発表者以外の方について、お一人4分以内で事務局の説明についての御質問や御意見をいただけますでしょうか。

なお、11月22日の第1回ワーキンググループの内容に対する御意見についても、前回言い残したことなどがありましたら御発言いただいて構いません。今回も3分で1回、4分で2回、ベルを鳴らします。2回目のベルが聞こえたら、お話をまとめていただきますようお願いいたします。また、画面にタイマーが表示されておりますので、御参考にいただければ幸いです。

御発言の順番なのですけれども、今日は名簿の後ろのほうの構成員の方からお願いした

と思います。村木構成員、立岡構成員、鈴木寛之構成員、坂入構成員、垣田構成員、岩永構成員、青砥構成員の順番でお願いしたいと思います。資料を事前に出していただいている構成員の方もいらっしゃいますので、資料を出されている方は御提示をお願いいたします。

それでは、村木構成員よろしくお願ひいたします。

○村木構成員 ありがとうございます。

皆様方のプレゼン、本当にありがとうございました。一番の感想は、皆様方が全ての自治体にいらっしゃれば、この今の課題というのは解決していくんじゃないかなと感じたところでございます。本当にありがとうございました。

私のほうからは、就労支援に関しての意見ということでお話をさせていただきたいと思ひます。

鈴木さんのプレゼンは、私も全く今、同じようなことをしている中で非常に感じているところがございます。その中で、鈴木さんからは、自治体とかその支援員のかなりの落差があるのではないかというお話がありました。それで、スーパーバイザーを入れたらどうかというようなお話もありましたが、やはり企業側のほうに私たちのほうもアプローチをしなければいけないのではないかというところでは、認定就労訓練事業を利用している方の、その想定している人というものが、制度で想定しているのと実際のところに結構な乖離があるんじゃないかということをやはり私自身も感じております。

その中で、例えば税制上のインセンティブですとか、立ち上げ経費の助成とか、そういったことはありますけれども、やはりもっと直接的なノウハウの提供ですとか、あとは先ほど鈴木さんがおっしゃっていた業務分解ですね。私どもはまさにそういうことをして、同じ介護の仕事の中でも、例えば食事介助は専門性が必要ですが、下膳をするとか、食器を片づけるとか、そういうことは全く専門性は必要ではないですね。そういうところに、実はその会社なり企業が活かしていけることがあると思うんです。そういった像を見せないと、その就労支援につながるために普通の一般企業の中で、ノウハウとか、そういう余裕がないんだよということを私たちもよく言われます。

そういうことに対して、その企業の中でどういうノウハウが必要で、どういう事業所のインセンティブにつながっていけるのかという具体的な像というか、イメージを提供するのは必要なことではないかと思ひました。

私どものほうでも、先ほどもグレーゾーンの方のお話があったとおり、ひきこもりの方とか、ニートの方とか、そういう方たちはやはり実際に就労支援をやってみて何らかの、例えば障害をお持ちじゃないのかなと、そこをなかなかつなげられなかったりということがあります。

そうすると、やはりそこには1人につき1人ぐらいの配慮が必要になってきたりということもありますので、そういったところもしっかりとサポートができるような体制というのは必要なんじゃないかなというふうなことを今、思ひました。

私からの意見とさせていただきます。以上です。ありがとうございました。

○新保座長 村木構成員、どうもありがとうございました。

それでは、立岡構成員お願いいたします。

○立岡構成員 立岡です。ありがとうございます。では、画面を共有させていただきたいと思います。

皆さんのプレゼンを聞いていて、そうだ、そうだと思いました。その中で、本当に皆さんプレゼンがうまいですね。15分でばしっと決めているなというふうに、すごくまとまっているので分かりやすかったです。それで、今回、私は取りあえず就労支援の部分で思っていることを少し述べたいと思っていました。

まず、特開金のことですね。後で読んでいただければと思うんですけども、特開金を例えば困窮のところでは当事者は使いたがらないんです。それはなぜかということ、自分が特定就職者困難とか、生活保護受給者等雇用開発コースとか、結局は何らかのレッテルを貼られているように勤める先のところから見られてしまうということがあるからやはりそういうのは使いたくないですと、せっかくあるんだけれども使っていないというのが非常にあるので、ここは厚労省さんで考えて、生活困窮者の自立支援のところもそうですよね。困窮者というふうに出したら相談に来ないよというのと一緒に、人の財と書いて人財とか、才能豊かとか、将来有望とか、ポジティブに特開金を使えるような感じにしたほうがいいなと思います。

それと、生活福祉資金の貸付を受けた人もすべからず特開金の対象者にしてしまうということは絶対大事なんじゃないか。そうすると、リーマンショック以降、派遣切りの人が増えてからあまりホームレスの人たちに対して偏見がなくなったんですね。やはり派遣切りの人と一緒にすとかと言っちゃうと、何かすごく社会的にみんなが包摂してくれたみたいないところがあったりして、だから貸付の人は相当の数いますから、実際は困窮者の方々もひっくるめた上で特開金の対象で、ちょっとここもポジティブな名前にしたら結構、特開金とか使ってくれる人はいるんじゃないかというような感じで、企業メリットも大きいんじゃないかと思っています。

あとは、座間の林さんが話をしていたのは私もそう思っていました。就労準備支援とか認定就労訓練のところでは体験実習とかをしてしまうと、特定予定派遣みたいな形で見られてしまつて特開金の対象にならないといったところがある。ここの部分に関しまして、やはりちゃんと特開金の対象にするというようなことは大事なんじゃないかと思っています。

続いて、今回のテーマとはちょっとずれるかもしれないんですけども、この前も東京で大きい地震がありました。そうすると、結構みんな大変な状況になっちゃいます。本当に南海トラフとか首都直下型が起きたときに、大変な人たちがたくさん増えるわけですね。そうなったときのことを考えると、やはりきちんと自立相談支援の枠組みの中に被災者の支援のことを入れ込むということは、私はしつこく諦めず言い続けたいと思っていますので、被災者でも最終的には困窮者が残りますから、ここのところはきちんとやってもらい

たいなと思っています。

それから、生活保護との関係で今日は進士さんもそこにおられるなど思うので、高知市のところに会計検査院が入ったときに、生活保護から脱却した人が何で生活困窮者の支援事業で面倒を見ないんですかというようなことを言われて、これはなかなか会計検査院にしてはまともなことを言うなと思って、やはりその相互の乗り入れができるような形で案分なども考えたほうがいいのかと思いますし、ケースワーカーさんが実は地域資源を知らないので、地域資源が分かるように通達を出してもらいたいと思います。

以上です。

○新保座長 立岡構成員、どうもありがとうございます。画面共有ありがとうございました。

では、続きまして、鈴木寛之構成員お願いいたします。

○鈴木（寛）構成員 すみません。毎日事件が起きているもので、ちょっと出席が遅れてしまって大変失礼いたしました。

皆様のすばらしい発表を聞かせていただいて、非常に勉強になります。本当に日頃、考えていること、思っていることを、こうやって形にさせていただくと非常に分かりやすく、また、何かうちの改善の材料になるかなと思って聞いておりました。

私が非常にまず興味深かったのが、府中の中森構成員さんから家計改善の発表をいただきました。今般、コロナで家計のお金がないということで困っていらっしゃって窓口に殺到したという現状において、この家計改善支援事業の脆弱さというのが一番露呈してしまった。ですから、今回の制度の改善といいますか、改正においては、ここの家計改善支援事業のてこ入れというのは絶対に必要だと思っております。

どうしても改正となると何かツール、何かの貸付とか、新たな給付金とか、そういう話に進みがちなのですが、まさに今日、中森構成員がおっしゃっていただいたような、今あるやっていることについてのもう一回見直しと、ツールの再開発、それから現場への落とし込みというところがやはり必要だなと感じました。

平成26年から私は家計改善支援事業に取り組んでいるんですが、せいぜい今できていることといたら、多重債務で苦しんでいる方に対して弁護士相談につなげたりとか、一緒に弁護士事務所に行きして多重債務を整理する手続を進めるというようなことしかできておりません。

すごく生活困窮者というのは幅が広いんですね。運用の部分を求める人もいれば、それこそ日々のお金の管理すらちょっと自分ではできないんだということで、その管理の部分を求めている方もいれば、幅が非常に広い。

ですから、ファイナンシャルプランナーの導入とかも考えたのですがけれども、やはり運用の部分では生きるだけけれども、管理とか、そういった部分になるとちょっとうまく事が進まなかったというところがありまして、こういった内容をいかに全国の家計改善支援事業、家計改善支援員に普及させるかというところは非常に重要なことだと思いました。

あともう一点です。林構成員から貴重なお話をいただきまして、生活保護との一体的運用というのは今回のテーマの一つだと思うんですけども、これについて私は次回、発表の時間をいただいておりますので、そちらで具体的に説明させていただきたいんですが、本当に現場でやっている私からすると、あまりに生活保護制度が大き過ぎて、一体的運用となるとのみ込まれてしまうんじゃないか。せっかくここまで生活困窮者の制度を一生懸命つくり上げたものが、生活保護の分野でいえば単なる法外なプログラムの強化だけでまともになってしまうのではないかというようなところは、素人ながら危惧しているところがあります。

ただ、切れ目のない支援とか、あとは生活保護につないだ方も一定期間、困窮のほうで見定めるといような仕組みというのは絶対にあつたほうがいいわけです。

あとは、どういう制度としてどこまでのみ込めるかとか、どこまで一体的運用にするのかとか、そういったところというのを次回提案させていただければと思っております。

以上です。

○新保座長 鈴木構成員、ありがとうございました。

それでは、続きまして、坂入構成員お願いいたします。

○坂入構成員 皆さんはじめまして、茨城県庁の坂入と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

私のほうからは、都道府県の立場ということで、3つほど大きく分けて意見を述べさせていただきます。

まず1点目ですけれども、「自立相談における就労支援の課題」ということで、資料1のスライド11に関わってくるところなのですけれども、自立相談支援における就労支援の中で約4割の自治体が求人情報、あるいは協力事業所等の開拓ができていない。または、協力してくれる企業や事業者がない、少ないといった課題を抱えているといったような結果が出ております。

当県のほうでは、令和2年度から都道府県による就労体験訓練先の開拓マッチング事業というのを実施しております。現在、就労準備支援事業及び家計改善支援事業を委託している法人に併せて委託をしているような状況ですけれども、その法人というのは以前サポステの事業も担っていたので、非常に企業開拓とかには明るくて、そういう効果は示していただいているところかなと思います。

この就労体験訓練先の開拓というのは、自治体の職員とか自立相談支援機関の職員にとってはやはりハードルが高いのかなというふうに肌で感じています。それらに対して、この事業を活用して、昨年度から協力してくれる企業さんにお声がけをして事業所見学会の開催をしたり、必要に応じて初回体験時の同行なども実施しているような状況です。

非常に参加された自立相談支援機関、あるいは自治体職員の方というのは、家計改善はイメージが付きやすいんですけども、就労支援はイメージが付きにくいという意見があつて、前向きに考えていきたいという意見をいただいているので、非常に効果はあつたか

なというふうに感じています。

それで、これは令和4年度まで10分の10の事業ですけれども、これだけ多くの機関、あるいは自治体の方が課題を抱えるということであれば、令和5年度以降も引き続き10分の10で実施していただきつつ、全国ですと16の自治体しかまだ活用できていないというところだったので、この広がりも大きく進めていければと思っています。

次に2点目です。就労準備支援事業と家計改善支援事業ですけれども、実施自治体数は就労準備についていえば46自治体ほど、令和元年度から2年度に比べて増加しています。それにもかかわらず、コロナの影響もあるかもしれないのですけれども、件数は61件しか伸びていないというところがあります。やはりこれは単純計算で、これまで実施してきた自治体は例年と同じ数を実施したとしても、残りの46自治体が1自治体当たり1から1.5人ぐらいしか実施できていないのかなということが予想されます。

これらのことから、自治体も任意事業を開始するということだけに着眼点を置きがちになっていて、実際に開始した後の利用件数の増加であったり、その効果的な支援を検討していくのが改めて必要かと思っています。

これには自立相談支援機関の役割がやはり大切かと思っております。就労準備支援も家計改善支援も当初、想定していたより支援機関は少なくなったというデータが今回の厚労省さんの資料にも出ています。就労準備支援、あるいは家計改善支援のデータを踏まえて、もうちょっと柔軟な活用の仕方を提供できればいいのかなと思っております。

最後に生活保護との連携ですけれども、茨城県の場合は町村部を県のほうで管轄しておりますので、大体、各センターで自立の窓口と生活保護の窓口は一緒ですが、課題の中であったように、4分の1しか困窮のほうにつなげていないというところがありますので、ここはやはりきちんとつなげるような仕組みづくりがやはり必要かなと思います。

最後に、茨城県の職員は今回の非課税世帯の担当のうちもなっているんですけれども、やはり今年度から開始した自治体の体制整備に向けた担当者研修とか国のほうで考えていただいたので、そういった都道府県同士のつながりも今後継続的に考えていただければ非常にありがたいかと思っています。

以上です。

○新保座長 坂入構成員、どうもありがとうございました。

それでは、垣田構成員お願いいたします。

○垣田構成員 大阪市立大学の垣田と申します。私も画面を共有させていただいて、時間に限りがあるものですから文字をご覧くださいながら発言させていただきます。

御発表いただきました構成員をはじめ、皆さんの御発言を参考にさせていただいております。その上で、私からは事務局から示された資料を踏まえて、質問というよりも構成員の一人として今後に検証が必要と考えられる課題や論点について、申し上げたいと思います。

1つ目に、就労準備支援です。既に親会の検討会や、このワーキングの構成員からも指

摘されているとおり、支援を利用している最中の所得保障をどうするか、どう考えるかという点は、引き続き検討が必要と考えています。

そして、資料1の19ページに関して、ここでは就労準備支援や就労支援の効果について述べられています。利用者の状態の変化を評価、検証する視点や仕組みの検討が必要ではないかと考えています。支援の効果について、就労支援への移行、就労開始、収入増加が挙げられているわけですが、特に事務局がこの資料の41ページで示している「多様なゴール」との関わりで言うと、利用者の日常生活や社会関係などの面における状態変化も含めて、多面的に把握する視点が必要ではないかということです。そのことによって、ニーズや支援プロセスを可視化するだけでなく、予算や人員配置の考え方にも影響を与えることができるのではないかと考えています。

資料1の40ページでは、就労準備支援から就労支援への移行、あるいはハローワークとの連携による就労支援へ結びつくという場合に、その後の就職先の職種、雇用形態、賃金水準などについて、一層の検証が必要ではないかと考えています。

2つ目に、家計改善支援です。この事業の実施率だけでなく、この事業を実際に実施している自治体において、支援者が家計改善支援を要するとみなした世帯のうち、支援の利用に至った割合について把握や検証ができていくかという点に関心があります。つまり、家計改善支援が必要と見込まれる世帯ほど利用に至っていない傾向は見られないだろうかということです。

資料2の17ページで、支援の効果について、税・保険料の滞納の改善が数字で示されている点は非常に分かりやすいです。あわせて、家賃や公共料金の滞納の改善、消費者金融などの債務の整理なども含めると、一層分かりやすいと考えています。それと同時に、そのように数字で示せる支援効果とは別に、質的な面、つまり例えば中学進学を控えておられる世帯で必要な費用のめどがついて安心できたとか、子供に自転車を買うことができたなど、そういった面についてどのように評価するかという点が課題として挙げられると思います。

3つ目に、生活保護との関係です。生活保護制度との一体的実施によって、生活困窮者自立支援制度のスタッフのマンパワーへの影響や負担増について、どのように把握できているかという点が非常に重要と思っています。

資料3の16ページに関して、生活困窮者自立支援制度と生活保護制度の連携という場合、生活保護制度の側、つまり福祉事務所やケースワーカー等にとって、具体的にどういうニーズがあるのかという点や、一体的実施することによってどのようなメリットがあるかということについて、把握や検証が必要ではないかと考えています。

最後に、資料3の15ページにある居宅不安定者等居宅生活移行支援事業について、今後のワーキングでの議論とも関わるとお思いますので、事業の実績や取り組み例、効果などについて事務局から資料を示していただき、このワーキングで共有させていただけないでしょうか。

以上です。

○新保座長 垣田構成員、どうもありがとうございました。

それでは、続きまして、岩永構成員お願いいたします。

○岩永構成員 ありがとうございます。私は、要請もされていないのに資料を作成しましたので、そちらを示しながらお話しさせていただきたいと思います。

時間が短いので要点のみになりますが、まず1つは今の垣田さんの御意見にも関わるかと思うのですが、生活困窮者自立支援制度に関して統計法に基づく統計調査を設ける必要があるのではないかと考えます。

ほかの社会保障制度と異なって、統計法に基づく統計調査が設けられていないと理解しています。そのため、厚労省以外の第三者が利用可能でない、つまり学術研究などが進まないという状況にありますので、これをぜひ進めていただければと思います。

2点目については、以前にも発言したことなんですけれども、各事業の支援員との目安を設ける必要があるのではないかと思います。今回、生活保護受給者も含めた一体的な支援の在り方の検討が論点とありますが、これは何を誰が一体的にやる議論なのかが鮮明ではないのですが、その一方で、本日配付資料から推察するに、生活困窮の支援員が生活保護受給者を支援するのが一体的支援の一つの在り方というふうに提示されていると理解しました。

しかし、先ほどからの議論にありますように、支援員の数は大変少なく、コロナ禍でますます人手が足りないと考えれば、生活保護制度のスタッフ数と比べるまでもなく大変脆弱な体制であるかと思います。その体制を充実していくことが必要かと思います。

なお、現在、目安よりも多くの支援員を置いている自治体もあると思いますので、それを少なくさせるような方向に行くことは避けるべきかと考えます。

最後は、支援事業の利用者の意見を聞くことが大事だということは座長の新保先生もおっしゃっていたところだと思うのですが、これはまた現場の負担を増やす提案になるかと思うのですが、すごく簡単なフィードバックでもいいので、支援事業利用者からのフィードバックを集める仕組みというのでも必要なのではないかと思います。

あとは、用意した意見のほかに、今日、家計相談について中森構成員の御説明や、林構成員から家計相談が必須というお話がありまして、なるほど、そうなのかと思いました。

他方で、生活保護との一体的な運用、連携という話が出てくる際に、ぜひ生活困窮の事業に関わっている方々から教えていただきたいのは、そもそもその窓口や接していらっしゃる方たちの所得、収入が足りているのかという問題です。これについては、この事業の中では、ほぼ対応するすべがないので生活保護で対応するわけですが、生活保護基準は2003年からほぼ一貫して、全体的には一部世帯領域を除いて基準が下がっています。

特に単身世帯、高齢世帯は厳しいはずで、利用者の中には生活保護との関わりをそのように感じられる人もいるのではないかと思います。フードバンクを利用したり、炊き出しに並ぶ生活保護利用者というのはちょっと転倒した状態にあるかと思いますので、そうい

う実態もぜひこの中で議論していただければと思います。

以上です。

○新保座長 岩永構成員、ありがとうございました。資料を提出していただくことは、議論をより活発にしていくために大変ありがたいことではないかと思えます。ありがとうございます。

それでは、最後の順番です。青砥構成員、お願いいたします。

○青砥構成員 私は資料を用意してなくて、大変申し訳ありません。

今、岩永さんのお話を聞いてとても参考になりました。、私たちは子供たちの学習支援だとか、居場所支援だとか、そういうことを中心にやっている団体で、それから就労支援もやっているんですけども、一番最近考えることは若者支援、子供支援、それからこの全ての支援活動がコミュニティ政策としてちゃんと位置づけられているのだろうかという気がしております。

それはどういう意味かといいますと、先ほども岩永さんからお話があったように、やはりこの事業が持続可能性を持った事業として成り立っているのだろうか。要するに、一言で言うと支援活動、この支援の基盤がローカルコモンズ、コミュニティの共有財として育っているのだろうかという、そこの非常に危惧を感じているところです。

ですから、例えば我々がやっているような学習支援とか居場所支援についても、これは就労支援、家計改善、それから生活保護との連携が欠かせないものなんですね。全てセットだから、子供の貧困と言っても子供の貧困自体があるわけではなくて、やはりこれは家族や、それから親たちの収入が非常に少ないであるとか、半失業状態が長く続いているとか、要するにコロナ禍では収入が激減して子供たちが一層、家の中に閉じこもったり、外部との関係を絶たれているというような状況がたくさん出てきたんですね。

ですから、今、問題なのはこの支援というものも1つは国の費用、要するに予算がどのくらいここに投下されるのだろうか。それから、この事業が継続的に行えるための人材養成をどういうふうに国としてはお考えなのだろうか。

それからもう一つ、国だけの問題ではありませんで、基礎自治体の関与が非常に弱いというところが気になります。ですので、ローカルコモンズというのはやはり行政の関与というのがどうしても必要なので、行政はローカルコモンズのアクターになっているのだろうかという危惧も感じる場所があります。

次回、私も報告する場がございますので、またまとめて現状と具体的な事例を含めてお話をさせていただければうれしく思います。

ありがとうございました。

○新保座長 青砥構成員、ありがとうございました。

それでは、構成員の皆様の御発言が一通り終わりましたところで、ここで唐木室長から少しフィードバックをいただきたいと思えます。室長、お願いいたします。

○唐木室長 困窮室長の唐木でございます。

今回のテーマであります就労家計、生活保護との連携の関しにして、多岐にわたる御指摘をいただきましてありがとうございます。皆様方からいただいた現場での取組とか、それに関連しての課題認識、そういったものを見直しの中に取り込んでいければというふうに思っております。

ちょっと区々コメントをさせていただきますと、就労の関係のところは、やはり中間的就労とか、そういったところの重要性というものが非常に改めて浮き彫りになったなと思っております。特に制度の創設から7年たって、従来は想定していた雇用型とか、そういったところへの移行というのがなかなか難しいというような方々もある中で、問題意識のところにも書かせていただきましたけれども、自立という形に当然今でも特化はしていませんけれども、そういったところと、例えば別の評価軸というものを設けたり、また中間的就労ということさらにはどう進めるかというようなことは非常に重要な話なのではないかと思いました。

家計のところにつきましては、これはもう言わずもがなですけれども、特例貸付が300万件を超える貸付となる中で、この家計改善の重要性というのはかなり言われているところではありまして、そことどう連携をしていくかということを考えていくとともに、中森様のお話の中でもありましたけれども、現場でなかなかまだ分かっていないというか、浸透させていくような取組というのも進めていかなければいけないかなと考えております。

生活保護との一体実施のところでは、保護課と連携して推進事業も進めているところではありますけれども、問題設定のところちょっと違和感を覚えるとか、こちらの想定しているところがちょっと伝わらなかった部分もあったかもしれませんが、共通して言われていたのはやはりマンパワーのところとか、どこを対象とするかというようなところを明確にしていく議論をすべきではないか。生活保護の部分と連携してすべきではないかというようなお話をいただいたかと思っております。

この3つにかかわらずお話いただいたところは、現場、また自治体におけるマンパワー、人の確保の話でありますとか、岩永先生からお話いただいた情報開示というか、そういった部分のところも関係するのかなと思っております。

多岐にわたる御指摘は整理をさせていただいた上で、出せる部分については2回目以降のワーキングでも出していきたく思っておりますし、また利用者アンケートについてはヒットの調査で今、推進事業でやっておりますので、年明け以降、まとまった段階でお話しさせていただきたいと思っておりますし、居住の関係の居宅移行支援事業につきましても実績でありますので次回の資料に組み込んだ形で出していきたく思っております。

いろいろと御指摘、御提言いただきましてありがとうございます。

○新保座長 唐木室長、ありがとうございました。

本来でしたら今日のプレゼンや御意見を受けてさらに議論を深めていきたいところなのですけれども、残念ながら時間がきてしまいました。今日はここで議事については終了させていただきますたいと思っております。いろいろまだ御意見、御質問などおありだったかと思いま

すが、次回のワーキングまで少し間がありますので、もし何かございましたら事務局のほうにお知らせいただけたらと思います。

○唐木室長 ありがとうございます。

新保先生からお話しいただきましたように、さらに追加で何かということがありましたらこちらまでお寄せいただければと思います。

次回につきましては、御案内させていただいているとおり、2月21日月曜日に第2回の各事業の在り方検討班をオンラインで開催する予定でございます。構成員の皆様方におかれましては、引き続きよろしく願いいたします。

○新保座長 ありがとうございます。

それでは、本日の議事を全て終了いたしましたので、これで閉会させていただきます。皆様、議事進行に御協力いただきましてありがとうございました。